

はじめに

2022年3月に、地方テレビ局の報道特集で、「高校受験の内申書ホントに必要なの？」という番組が放送され、大きな反響を呼びました。さて、読者の皆さんは、どのようにお応えになるでしょうか。自らの高校受験や家族の内申書体験を振り返ってみて、多様な意見が出されることでしょう。

まず確認したいことは、高校入試に関しては、法律で次のように規定されています。

「高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他の必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において『学力検査』という）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する」（学校教育法施行規則第90条）。

つまり、「調査書」は入試の選抜のために使用される書類であると規定されています。この「調査書」というのが、「内申書」のことです。本書では、特別の場合を除いて、通例に従って、「内申書」という用語を使用します。

内申書とは、「保護者や子どもたちに内密に申告する書類」という意味で使われています。この「内密に申告する」ところに、内申書に対する保護者や子どもたちからの不安や疑念が生まれてきました。さらには、内申書は、高校入試においてどの程度有効なのかと問われてきました。

本書は、おもに教育評価研究を専門とする者たちが集い、あたかもブラックボックスのような内申書にさまざまな角度からスポットライトをあて、その不安や疑念の在りかを明らかにするとともに、

これから期待される内申書の在り方を示そうとするものです。

本書の構成

まず第1章では、何よりも内申書の現状や実相を明らかにすべく、全国調査の結果を報告しています。第2章では、なぜ内申書が入学試験に登場してきたのかを明らかにするとともに、今日に至るまでの内申書に関する問題史を概説しています。

21世紀に入り、内申書に「目標に準拠した評価（俗称「絶対評価」）」が採用されるようになって、内申書の在り方が大きく問われました。第3章では、そもそも入試とは何か、今日の変化しつつある高校入試の現状を踏まえて、内申書の立ち位置はどうなるのかを問うています。

第4章では、内申書問題が社会問題化する契機となった「内申書裁判」の論点が整理されています。第5章では、内申書のなかの、とくに教科学力を対象とする「内申点」がどのように付けられているのかを考察しています。第6章では、これも内申書問題において争点となることが多かった教科外活動における評価の在り方が考究されています。そして、第7章では、内申書問題に常にまわり付いてきた中学校間格差の問題にいかにか挑んだのかについて、その当事者でもある著者から「乙訓スタンダードづくり」の実践が報告されています。

さらには、内申書の今後の在り方を模索するために、イギリス（第8章）とフランス（第9章）並びに国際バカロレア（第10章）の経験が紹介されています。日本における「内申書」問題を世界レベルで鳥瞰し、対象化するためにも参考になるでしょう。

本書によって、不安や疑念の対象となっていた内申書にさまざまな観点からスポットライトを当てることを通して、高校入試におけ

る内申書の在り方に関する論議が巻き起こり、深まることを期待するものです。

本書の使い方

本書では、内申書問題をより理解する一助となるように、いくつかの資料を用意しています。

iv 頁の資料 0-1 は、よくある内申書（県立高校入学志願者調査書）の項目をもとに作成した、内申書の一例です。内申書の書式はどのようなものなのか、どういった項目が記載されるのか、確認してみてください。

vi 頁の内申書にまつわる疑問では、保護者・子ども・教師が抱くであろう率直な疑問を取り上げ、その論点や答えを示す章を案内しています。気になった章から読み進めていくのもよいでしょう。

巻末には用語解説を設けています。内申書や教育評価にまつわる基本的な概念は、こちらを参照してください。

最後になりましたが、本書の公刊に際しまして、およそ1年有余に及ぶ編集会議を粘り強くサポートいただきました有斐閣ならびに編集担当者の中村さやかさんと猪石有希さんにあらためて深く感謝申し上げます。

2024年5月

執筆者一同

各種資料を、有斐閣 HP 内の本書誌情報ページにて提供いたします（右の QR コードからもご覧いただけます）。

<https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641174979>



内申書にまつわる疑問

- Q1 内申書の意義
内申書はなんのためにあるのか？
→第 1, 2, 8 章
- Q2 内申書の方法
内申点を選抜に用いる方法はどんなパターンがあるのか？
→第 1, 8, 9 章
- Q3 教科の重みづけ
内申点として用いられる教科／教科外活動とは？ その重みづけはどうなっているのか？ 全国で統一の方式があるのか？
→第 1, 5, 6 章
- Q4 学力検査と内申書
高校入試当日の学力検査と内申点（日常の考査；中間試験や期末試験）の重みづけはどうなっているのか？
→第 1, 2, 7, 9 章
- Q5 評定（指導要録）と内申書
評定（指導要録）と内申書との関係は？
→第 1, 4, 5, 6, 7 章
- Q6 評価の方法と内申書
学力検査にあらわれない力をどう評価するのか？
→第 3, 5, 10 章

人格・態度

Q7

「主體的に学習に取り組む態度」とは、人格や学習態度なのか？ その評価は内申書に記載されるのか？

→第5章

内申書に「態度が悪い」といったことが書かれるのか？

→第2, 5, 6章

欠席が多いと内申点に響くのか？

→第1章

内申書の公正性

Q8

公正・公平な内申書の在り方とは？

→第2, 5, 8, 9章

内申書を公正かつありのままに記載するためには公開にすべきか？ 非公開にすべきか？

→第4章

内申書への「不信」

Q9

内申書への不信はどのようなものに対してなのか？

→第1, 2, 7, 8, 9章

格差

Q10

中学校ごとに内申点格差が生じる危惧はないのか？ 格差は改善できるのか？

→第2, 3, 5, 7章

海外の内申書

Q11

海外には内申書やそれに相当するものがあるのか？

→第8, 9, 10章

上級学校への接続

Q12

上級学校（高校や大学）は内申書をどこまで重視しているのか？ 当日の試験のみが大切なのか？

→第1, 2, 3, 6, 10章

執筆者紹介

●編者

田中耕治（たなか こうじ） 担当 第2章，終章

現在 佛教大学教育学部客員教授，京都大学名誉教授

主著 『「教育評価」の基礎的研究——「シカゴ学派」に学ぶ』（単著）ミネルヴァ書房，2022年；『新しい教育評価入門——人を育てる評価のために〔増補版〕』（共編著）有斐閣，2022年。

西岡加名恵（にしおか かなえ） 担当 第3章，Column 2，3

現在 京都大学大学院教育学研究科教授

主著 『教科と総合学習のカリキュラム設計——パフォーマンス評価をどう活かすか』（単著）図書文化，2016年；『新しい時代の教育課程〔第5版〕』（共著）有斐閣，2023年。

●執筆者

次橋秀樹（つぎはし ひでき） 担当 第1，10章，Column 1

現在 京都芸術大学芸術学部准教授

主著 『教育課程・教育評価』（分担執筆）ミネルヴァ書房，2018年；「A. D. C. ピーターソンのカリキュラム構想に見る一般教育観——シックス・フォーム改革案から国際バカロレアへの連続性に注目して」『カリキュラム研究』第26号，1-13，2017年。

奥村好美（おくむら よしみ） 担当 第4章

現在 京都大学大学院教育学研究科准教授

主著 『〈教育の自由〉と学校評価——現代オランダの模索』（単著）京都大学学術出版会，2016年；『「逆向き設計」実践ガイドブック——「理解をもたらすカリキュラム設計」を読む・活かす・共有する』（共編著）日本標準，2020年。

赤沢真世（あかざわ まさよ） 担当 第5章

現在 佛教大学教育学部准教授

主 著 『小学校 外国語科・外国語活動の授業づくり』（編著）教育出版，2022年；
『時代を拓いた教師たちⅢ——実践記録で紡ぐ戦前教育実践への扉』（分担執筆）日本標準，2023年。

川地亜弥子（かわじ あやこ） 担当 第6章

現在 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

主 著 『子どもとつくるわくわく実践——ねがいひろがる教育・保育・療育』（単著）全国障害者問題研究会出版部，2022年；『時代を拓いた教師たちⅢ——実践記録で紡ぐ戦前教育実践への扉』（共編著）日本標準，2023年。

盛永俊弘（もりなが としひろ） 担当 第7章

現在 佛教大学教育学部特任教授

主 著 『子どもたちを“座標軸”にした学校づくり——授業を変えるカリキュラム・マネジメント』（単著）日本標準，2017年；『学級経営の理論と方法』（分担執筆）ミネルヴァ書房，2022年。

二宮衆一（にのみや しゅういち） 担当 第8章

現在 和歌山大学教育学部教授

主 著 『グローバル化時代の教育評価改革——日本・アジア・欧米を結ぶ』（分担執筆）日本標準，2016年；『変動する総合・探究学習——欧米と日本 歴史と現在』（分担執筆）大修館書店，2023年。

細尾萌子（ほそお もえこ） 担当 第9章

現在 立命館大学文学部准教授

主 著 『フランスでは学力をどう評価してきたか——教養とコンピテンシーのあいだ』（単著）ミネルヴァ書房，2017年；『教育課程・教育評価』（共編著）ミネルヴァ書房，2018年。

目 次

第 1 部 内申書の現状と課題

第 1 章 内申書の現状

——実態はどうなっているのか……………	2
はじめに (2)	
1 内申書とは何か……………	3
2 内申書には何が記載されているのか……………	4
一般的に記載項目と独自性のある記載項目 (4) 「内申書に記載項目がある = 選抜に利用」ではない (5) 「選抜に必要な項目のみ」を内申書の記載項目にした例 (6) 内申書は誰にとって不透明なのか (10)	
3 内申書のどこが、どのように選抜に用いられるのか……………	11
何が内申点になるのか (12) 内申点と学力検査の得点はどのように選抜に用いられるのか (15)	
4 多様で、不透明であることの何が問題なのか……………	20
ま と め (23)	
Column 1 私立高校入試と内申書の関係……………	21

第 2 章 内申書問題の歴史

——何が課題となってきたのか……………	25
はじめに (25)	
1 内申書問題の登場——1920 年代旧制中学校入試改革……………	25
旧制中学校入試の激化 (25) 内申書第一主義の登場 (27)	
2 戦後初期教育改革構想	
——「指導」のための「報告書」としての内申書……………	30
3 希望者全員入学制から適格者主義への転換	
——「選抜」のための内申書の復活と重視……………	32
「適格者主義」の採用 (32) 内申書重視と科目削減 (34) 「内申書	

裁判」——開示問題 (36) 業者テストの横行と「偏差値」批判 (37) 評価方法の多様化と評価尺度の多元化 (39) 内申書論争—— 改善か全面廃止か (41)	
4 「目標に準拠した評価」の採用と内申書問題……………	42
「目標に準拠した評価」の採用 (42) 「目標に準拠した評価」と内申 書問題 (45)	
ま と め (47)	

第 2 部 内申書問題とその解決に向けて

第 3 章 学校間接続と内申書

——内申書に期待される役割とは何か……………	50
はじめに (50)	
1 学校間接続をめぐる諸概念……………	50
アーティキュレーションとは何か (50) 中等教育の“引き裂かれ た”性格 (51)	
2 2000 年代以降の改革動向……………	52
学力観の転換とパフォーマンス評価の導入 (52) 高大接続改革 (54) 高等学校の特色化と高校入試の動向 (57) 高校入試の多様性 (58)	
3 子どもたちの学びの姿……………	62
中学校における学力格差と不登校の増加 (62) 子どもたちの学習意 欲と学習時間 (63) “大学全入時代”における大学入試の状況 (65)	
4 学校間接続において残された課題……………	66
ま と め (69)	
Column 2 入学試験を資格試験として行うための前提条件……………	56

第 4 章 内申書の開示問題

——内申書は見ることができるのか……………	72
はじめに (72)	
1 「内申書開示」をめぐる裁判の歴史……………	73
「内申書裁判」の経緯 (73) 調査書 (内申書) と指導要録の関係	

(77) 調査書開示をめぐる裁判——高槻市の事例を中心に	(78)
2 内申書 110 番	84
3 現行の調査書開示状況	86
高等学校入学選抜の結果開示の一環としての調査書開示	(86)
個人情報の開示請求による調査書開示	(87)
4 調査書の開示をめぐる意義と課題	89
ま と め	(91)

第5章 評定と観点別評価

——どのように成績がつけられているのか	93
はじめに	(93)
1 学習指導要領に示される目標や内容と評価の3観点	93
2 3観点で何をどう評価するのか	95
「知識・技能」観点 (95) 「思考・判断・表現」観点 (96) 「主体的に学習に取り組む態度」観点 (97)	
3 観点別学習状況の評価と「評定」の関係	101
日々の学習状況がどのように観点別評価につながるのか	(101)
観点別評価から「評定」へ	(105)
3観定のばらつきの問題 (CCA・AAC問題)	(106)
4 評価の透明性を求めて	108
指導過程と評価方法を生徒と共有する	(108)
地域で指導と評価の計画を共有する実践	(109)
ま と め	(112)

第6章 生徒会活動、部活動と内申書

——どのように記載すべきか	114
はじめに	(114)
1 高校入学選抜と学業成績以外の記録	114
2 生徒会活動の評価はどう位置づけられるべきか	117
生徒会活動は特別活動に位置づく	(117)
生徒会活動を個人の選抜のために用いるべきか	(118)
子どもの権利と生徒会活動	(119)
3 部活動の評価はどう位置づけられるべきか	120

- 学校教育活動だが教育課程外の部活動（120） 子どもの権利を保障することと選抜資料にすること（123） 生徒の自己評価と内申書（123）
- 4 なぜ教育課程外の部活動が指導要録や入試に影響を与えるのか…………… 124
- 教育課程上に位置づけられていた時代があった（124） 教育課程外と位置づけられても学校活動として重視された（126） 学校内から地域連携・地域移行へ、成果至上主義から居場所や楽しさ重視へ（128）
- ま と め（129）

第7章 学校間格差と内申書

- 格差にどう向き合うか…………… 133
- はじめに（133）
- 1 「学校間格差」の厳然たる事実
- 何が格差を生み出しているのか…………… 133
- 全国学力・学習状況調査に見る「学校間格差」の実態（133） なぜ中学校間の学力格差が問題視され始めたのか（135） 学校間の学力格差はなぜ生じるのか（135）
- 2 学校間格差の現状を踏まえた内申書の動向…………… 139
- 入試の基本原則と内申書の役割（139） 内申書の学校間格差などへの対応（140）
- 3 学校間格差にどう向き合うのか…………… 144
- 学校間格差改善の視点（144） 地域で「評価の統一性」に取り組む（145） 評価の統一性の実践事例——乙訓スタンダード（146） 学校“内”の学力格差を縮小する実践事例（152）
- ま と め（155）
- Column 3** 乙訓スタンダードの開発プロセス…………… 148

第3部 世界のなかの内申書問題

第8章 イギリスの経験から

——なぜ教師による評価は入試に用いられてきたのか……158

はじめに (158)

1 イギリスの中高接続——16歳以降の進路……………159

16歳から18歳への「離学年齢」の引き上げ (159) 16歳以降の進路 (160)

2 シックスフォームへの進学……………161

進学の道筋 (161) GCSE試験 (163) シックスフォームの選択 (164) シックスフォームでの選考 (167)

3 GCSEから姿を消すコースワーク……………169

コースワークの見直し、そして廃止へ (169) 教師による評価の可能性と課題 (173)

ま と め (178)

第9章 フランスの経験から

——入試で内申書はどう使われているのか……………180

はじめに (180)

1 内申点の導入の背景……………180

第1の問題——大学での大量の留年・中退 (180) 第2と第3の問題——詰めこみ勉強とバカロレア試験のコスト (183)

2 高大接続改革——内申点の割合の大幅アップ……………184

新たな高等教育進路選択システム——内申点などに基づく振り分け (184) バカロレア試験の改革——内申点が40%に (187)

3 バカロレア試験における内申点をめぐる議論

——内申点の功罪……………189

詰めこみ勉強を収めるために内申点を導入すべきか (189) 日常の成果を評価できる内申点のほうが全国一斉試験より公正か (191)

4 内申点で公平性・公正性が担保されるか……………194

バカロレア試験における内申点の標準化の模索 (194) バカロレア試験における内申点——各高校における調整 (196) 内申点を大学

が補正することは可能か (198)	
ま と め (200)	

第 10 章 国際バカロレアの経験から

——評価の信頼性は高められるのか……………	203
はじめに (203)	
1 国際バカロレアとは何か……………	204
国際バカロレア (IB) の歴史と現状 (204) ディプロマ・プログラ ム (DP) の概要 (205) DP の評価方法 (206)	
2 内部評価の具体的方法とその特徴	
——「歴史」科目を例に……………	207
内部評価のしくみ (207) 内部評価の評価基準 (208)	
3 日本の調査書の特徴……………	212
日本の大学入試における調査書の特徴と課題 (212) 日本の調査書 と DP の内部評価の相違 (214)	
4 DP の内部評価から日本の内申書に得られる示唆……………	217
①評価の内容と基準の統一, その公開による透明性の向上 (217)	
②外部機関が評価に関わることによる信頼性の向上 (218) ③探究 的な学びの評価 (パフォーマンス評価) の在り方 (220)	
ま と め (222)	

*

終章 内申書はどこへ向かうべきか…………… 225

入試における内申書の役割について (225) 内申書不信の理由 (226) 中高接続のなかの内申書の在り方について (228) 「目標に 準拠した評価」の採用と内申書問題 (230) 今後の課題 (232)	
用語解説……………	235
索引……………	239



1

内申書の現状 実態はどうなっているのか

はじめに

「内申書」は、そこに記載されている各教科の**評定**を中心に、現在すべての公立高校入試において何らかの影響力を付与されています。しかし、評定以外の記載項目も含め、その様式は都道府県ごとに異なります。また、学年・教科の評定の比重、学力検査との比重など、内申書のどの部分を入試でどのように用いるかについては全国的な決まりはなく、きわめて多様なパターンが存在します。さらに、内申書の様式や用い方について細かく一般にまで公開している自治体もあれば、受験生や保護者には非公開で不透明な部分の多い自治体もあります。

したがって、内申書を全国で一律のものとして捉えること、あるいは安易に一般化して捉えることには慎重にならなければなりません。

一方で、このような内申書がもつ多様性は、長らく内申書に関する全国的な議論を阻んできましたし、不透明性はときに誤解や不安を誘発してきました。そこで本章では、2023（令和5）年度の47都道府県の公立高校入試の内申書の様式や、最も多くの入学定員をもつ選抜方式の実例を確認することを通して、現在の高校入試における内申書とはどのようなもので、どのように用いられているのかについて、なるべく共通点や相違点を見出しながら、実態の概要をつかみたいと思います。そのうえで、最後に内申書問題の現状を考察します。

Chapter 2内申書問題の歴史
何が課題となってきたのか

はじめに

実は、内申書は入試競争を抑制するために取られた制度でした。しかし、実際はうまく機能していないように見えるのではないのでしょうか（それ以上に悪役を演じるようになっていないのでしょうか）。こうした問題意識とともに、内申書を改革できる可能性はあるのかという課題意識をもって、入試制度において内申書が登場して以来、今日に至るまでのあゆみを解説します。その際に、内申書に埋めこまれた「教育評価の考え方」に焦点を合わせ、本書第2部で詳述される各テーマを議論するうえで踏まえておくべき歴史的・社会的背景も紹介します。



1 内申書問題の登場

——1920年代旧制中学校入試改革

旧制中学校入試の激化

戦前に出版された定評のある辞典（『教育学辞典』1938年）には、内申書に関して「一般には内密に申告する書類という意味であるが、最近特に之を学校関係のことに用いるようになった。この場合には上級学校への入学志願者について、本人の身体・学業・人物等に関



Chapter 3

学校間接続と内申書 内申書に期待される役割 とは何か

はじめに

内申書の是非を含めた入学試験の在り方を検討するにあたっては、教育機関の間の「接続」を、さまざまな側面から捉えておく必要があります。そこで本章では、まず「接続」の定義を確認します。次に、中学校・高等学校の間の「接続」が、現在どのような状況にあるのかを探ります。その際、中学・高校間の「接続」は、高校・大学間の「接続」からも影響を受けるため、高大接続改革の動向についても扱います。続いて、学校間接続について改革が進む背景に、どのような子どもたちの実態があるのかについても紹介します。最後に、よりよい学校間接続を実現するための課題を検討し、今後、内申書に期待される役割について考えます。



1 学校間接続をめぐる諸概念

アーティキュレーションとは何か

学校種間の接続（アーティキュレーション）とは、通常、「2つの異なる学校段階間の、区別されながらもおかつ連続的な関係のこと」とされています（細尾，2017: 201）。また、学校間接続については多



Chapter 4

内申書の開示問題

内申書は見ることができるのか

はじめに

高等学校入学者選抜においては、基本的に中学校が生徒の受験先に向けて、生徒の学習状況を伝えるために作成した内申書（以下、本章では公文書を多く扱うことから、用語や引用を除いて「調査書」と記す）が使用されます。調査書の内容が合否に影響することもあるため、調査書は正確に公平に作成することが求められます。しかしながら、ときに調査書の誤記載が発覚し、本来は合格であったはずにもかかわらず、不合格になった生徒がいたというケースも報告されています。調査書に記載される事項については多くの場合、通知表や、自治体によっては「調査書記載事項通知（確認）書」を通じて事前に生徒や保護者に伝えられます。ただし、実際に高等学校に提出される、あるいは提出された調査書を見たいと考える読者も少なくはないでしょう。実際に、私たちは調査書を見ることはできるのでしょうか。調査書を見ることのできない場合、それはどのような理由によるのでしょうか。また、見られない場合、どのような問題が生じ得るのでしょうか。本章では、歴史を紐解きながら、これらの問いを探ってみます。



Chapter 5

評定と観点別評価 どのように成績が つけられているのか

はじめに

生徒にとって内申書で最も気がかりな成績（評定）は、どのように付けられているのでしょうか。日々の生徒の学習状況の評価をどのように見取り、どのように通知表や内申書の評定に集約しているのでしょうか。「観点の重みや、授業態度を重視するのか、テストで判断するのが、先生によって違う」といった不安も聞こえてきます。本章では、通知表や内申書で行われている「観点別学習状況の評価」の3観点や具体的な評価内容・方法を整理したうえで、どのように評定に集約されているのかの実相を見ていきます。そして通知表や内申書が生徒の学習状況を示す「客観的な」資料として位置づけられるためには、どのような共通理解が求められるのかという点について考えていきます。



1 学習指導要領に示される目標や内容と 評価の3観点

2017・2018年改訂学習指導要領では、子どもたちに身につけさせたい**資質・能力**を以下の3つの柱として示しています。すなわち、「**知識及び技能**」（何を理解しているか、何ができるか）、「**思考力、判**



Chapter 6

生徒会活動， 部活動と内申書 どのように記載すべきか

はじめに

生徒会活動や部活動は、子どもの権利保障の点で、とくに意見表明の権利、参加の権利、リクリエーションや文化的及び芸術的な生活に参加する権利などの保障において重要な役割を果たしています。改訂版生徒指導提要で子どもの権利が明記されたものの、子どもが客体として位置づけられており参加の権利保障に課題があることが指摘されるなかで（間宮，2023），こうした活動は重要です。一方，生徒会活動や部活動は，自主的な活動とされ，公平性・客観性の担保が教科の評価よりも格段に難しいといえます。そのうえ，部活動は学校としての指導が義務づけられてもいません¹。

本章では，こうした論点を踏まえながら，生徒会活動と部活動の評価が内申書にどのように記載されるべきかについて考えます。なお，私立学校のスポーツ推薦入試などで，部活動の業績が入学の可否に大きな影響を与えるケースもありますが，ここでは都道府県単位の公立高校入試の内申書に限定して話を進めます。

1 高校入学者選抜と学業成績以外の記録

第1章で示されているように，生徒会活動も部活動もともに，



Chapter 7

学校間格差と内申書 格差にどう向き合うか

7 章

はじめに

本章では、「中学校間の学力格差」と「入学者選抜に利用される内申書」との関係を考えます（以下、「中学校」は公立中学校）。

さて、学校間格差というと、みなさんは高校間と中学校間、どちらの格差を連想されますか。中学校教員は、長らく高校間の格差を想定してきました。実際、高校間格差の現実に直面しながら、生徒の希望進路をどのように実現するかを模索してきたからです。

しかし、近年、中学校間の学力格差問題がクローズアップされるなかで、各校で作成される内申書の信頼性が問われ、そのことで入学者選抜に関わる制度や施策に大きな影響をもたらしています。

そこで、本章では、第1節で中学校間の学力格差の実態を、第2節でその格差の現状を踏まえた入学者選抜制度と内申書の動向を確認し、第3節で格差問題に中学校としてどう向き合うかを検討します。



1 「学校間格差」の厳然たる事実 ——何が格差を生み出しているのか

全国学力・学習状況調査に見る「学校間格差」の実態

まずは、2007年度から^{しっかい}悉皆調査として始まった全国学力・学習



Chapter 8

イギリスの経験から なぜ教師による評価は 入試に用いられてきたのか

はじめに

日本の内申書をめぐる問題は多岐にわたりますが、その問題の根っこには、中学校での成績、つまり中学校での教師による評価（内申点）が妥当であるのか、信頼できるものなのかという疑問があります。

本章で紹介するイギリスでは、日本の高校にあたるシックスフォームへの進学に、GCSEという中等教育修了一般資格試験（General Certificate of Secondary Education）が入試として利用されています。資格試験による中高の接続、ここにイギリスの大きな特徴があります。さらにGCSEでは、長らくコースワークと呼ばれる評価がペーパーテストの試験とともに用いられてきました。コースワークは、中等学校の教師が日々の教育実践のなかで実施する評価活動です。その意味で、イギリスでも「内申点」が入試に用いられてきたわけです。

本章では、GCSEという資格試験がどのように中高接続に利用されているのか、そしてGCSEのなかでコースワークという評価がどのような位置づけで実施されてきたのかを紹介することで、日本での議論とは異なる視点で内申書問題を眺める視点を提供してみます。



Chapter 9

フランスの経験から 入試で内申書は どう使われているのか

はじめに

日本の入試では内申点がよく使われます。入試に内申点を使うことはそもそも適切なのでしょうか。

フランスには高校受験はなく、どの高校に進学するかは居住地からの近さや学業成績などに基づいて、ウェブシステムで決まります（京免，2023）。日本に比べると中高を分ける発想が弱いため、中高の接続はあまり議論されてきませんでした。そこで本章では、フランスの高大接続改革の経験から、日本の入試における内申書の位置づけへの示唆を探ります。

フランスの高大接続は長らく、バカロレア試験という大学入学資格試験に合格するかどうかという試験一発勝負でした。しかし近年、高校の内申点の比重が大きい、新しいしくみができました。この改革をめぐってなされてきた議論を見てみましょう。



1 内申点の導入の背景

第1の問題——大学での大量の留年・中退

フランスでは表 9-1 のように、6 歳で入学する 5 年間の小学校、



10

国際バカロレアの 経験から

評価の信頼性は高められるのか

はじめに

国際バカロレア（IB：International Baccalaureate）は、特定の国家や国連などの機関に属さない民間の非営利教育団体である国際バカロレア機構（IBO：International Baccalaureate Organization）によって提供される初等・中等教育プログラムです。2023年現在、世界160の国と地域、5700校（日本国内は229校）に認定校があり、195万人の児童・生徒が学んでいます¹。

IBの教育プログラムのうち、後期中等教育のプログラムであるディプロマ・プログラム（DP：Diploma Programme）では、各科目の**下級学校**で行われる**内部評価**（IA：Internal Assessment；各科目の内容に即した**パフォーマンス課題**による評価）と外部評価（EA：External Assessment；基本的には世界共通の最終試験による評価）を総合してスコアが決まります。このスコアがIBディプロマ（国際バカロレア資格）と呼ばれる世界の大学への入学資格の授与の決定や各大学における選抜に用いられます。現在、IBディプロマは世界100以上の国と地域、5000校以上の大学が入学資格と認めている（選抜方法・入学定員の一部に限定する場合も含める）、**国際的な大学入学資格**として知られています²。

本章では、調査書（内申書）、すなわち日本において下級学校から



内申書は どこに向かうべきか

本書では、内申書問題に関して、さまざまな観点からスポットライトを当ててきました。最後に、そのライトを当てることによって明らかになってきた点と今後の内申書の在り方に関する課題をまとめてみたいと思います。

入試における内申書の役割について

入試改革の特効薬として内申書の役割が注目されたのは、激化する入試競争を緩和（沈静化）するためでした。その期待される役割とは、

- ① まず、当日の「学力検査」のみでは、いわゆる「一発勝負」となり、当日のさまざまなコンディションに左右されて、受験者の本当の学力をとらえることができない場合が起こり得ます。そこで、受験者の平常の学力、長期間にわたる学力の様態を記した「内申書」のほうが、有効な情報を得ることができ、加えて「一発勝負」から解放されることによって、過剰な受験準備勉強に駆り立てられることが少なくなります。
- ② 中学校の広義の教育課程は、何も学力形成のみを目的として

内申書を問う——教育評価研究からみた内申書問題

Questioning School Progress Reports: From the Perspective of Educational Assessment Research

2024年6月25日 初版第1刷発行

編者 田中耕治・西岡加名恵

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17

<https://www.yuhikaku.co.jp/>

装丁 堀由桂里

印刷 萩原印刷株式会社

製本 牧製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社亨有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2024, Koji Tanaka, Kanae Nishioka.

Printed in Japan. ISBN 978-4-641-17497-9

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。